情報処理技術者試験の特区における特例措置の全国展開に向けた情報処理技術者試験規則の改正等について

平成２１年７月１７日
経済産業省
商務情報政策局情報処理振興課

Ⅰ．背景

経済産業省では、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第七条第一項の規定に基づき、情報処理技術者試験を実施している。（同条第二項の規定に基づき試験事務は独立行政法人情報処理推進機構が実施。）

現在、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「特区法」という。）及び関連法令に基づき、一定の要件を満たした教育プログラム修了者については、基本情報技術者試験の一部を免除することができることとなっている。

本試験制度の特例措置について、特区法第四十七条の規定に基づき当省が行った調査によれば、本制度はすでに全国的に実施されており、地域間の差別化要因となっていないこと、本制度の主要な役割を担う地域の講座開設者の多くは本制度を全国展開してもマイナスの影響はなく、かつ、事業を継続する意志があること、などの結果が得られた。その後、本調査結果を評価・調査委員会に報告し、同委員会からの意見を踏まえ、本特例措置については、平成２２年秋期を目途に申請手続き等の簡素化について適切に配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり全国展開を行うとの方針が、構造改革特別区域推進本部において決定されている。

以上を踏まえ、今般、情報処理技術者試験の特区における特例措置の全国展開に向けた情報処理技術者試験規則（昭和四十五年通商産業省令第五十九号。以下「試験規則」という。）の改正等を行う。

＜平成２１年２月２７日　特区において講じられた規制の特例措置の評価及び未実現の提案に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針＞
（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kettei/090227/siryou2.pdf ）
＜平成２１年１月２９日　特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見及び未実現の提案に係る諮問事項に関する意見＞
（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/090129/090129shimoniken.pdf ）
＜平成２０年１２月２４日 評価・調査委員会　地域活性化部会（第１９回）＞
（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/hyouka/chousa/tiikibukai19/gijisidai.html）

Ⅱ．改正の内容

１．特区制度の全国展開化

（１）現在特区で実施されている特例措置の試験規則への追加

基本情報技術者試験の一部科目を免除する認定講座のうち、経済産業省関係

構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年経済産業省令第三十九号。以下「特定事業省令」という。）に基づく民間資格を活用した認定講座及び修了認定問題の要件を全国的に展開するための事項及びそれに基づく諸手続きに関する事項について試験規則に追加等を行う。

（２）特定事業省令の関係条文の削除

本特区制度について規定している特定事業省令第二十五条を削除する。

２．附則関係

（１）施行期日（新試験制度への移行時期）

平成二十二年十月一日から施行する。

（２）経過措置

①　今回の省令の改正前に特定事業省令第二十五条第一項に規定された特例に関する措置の適用を受けている講座（以下「特区特例講座」という。）では、省令改正後も免除対象科目を習得させることができるものとして経済産業大臣が認めたものとみなす。

ただし、既に全国展開されている特例制度と同様、認定の有効期間は当該認定を受けた日から二年間とする。

②　特区特例講座を受講し、平成二十一年十月一日から平成二十二年九月三十日までの間に修了した者は、その申請により、免除対象科目についての試験を免除できるものとする。

３．その他改正等（関連告示の制定等）

①　特定事業省令第二十五条の規定に基づき制定されている「経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第二十五条の規定に基づく経済産業大臣が告示で定めるところによりその修了が認められる講座等」（平成十八年経済産業省告示第二百四十九号）を廃止し、同様の内容を新規則に基づく告示として制定する。

②　情報処理技術者試験規則第二条第六項第一号の経済産業大臣が定める基本情報技術者試験に係る履修項目（平成十八年経済産業省告示第二百四十七号）に、基本情報技術者試験の一部試験を免除する講座等を情報処理技術者試験規則に基づく措置とする変更に伴い、修了認定に民間資格の取得を含む場合を追記する。

Ⅲ．今後の予定

公　　布　　日　平成２１年９月２４日（木）（官報公示）

施　　行　　日　平成２２年１０月１日（金）